

## 高知県旅行会社県外視察派遣支援事業 実施要綱

### (事業の目的及び内容)

第1条 この事業は、県内の旅行会社の社員が個人で行う高知龍馬空港発着の定期便のうち、大阪線・名古屋線・福岡線のいずれかの路線（以下「対象航空便」という。）を利用した視察旅行（以下「視察」という。）の経費の一部を助成することにより、対象航空便を利用した旅行商品の造成と販売を促進し、もって航空便の利用促進を図るものであり、その実施については、この要綱に定めるところによる。

### (助成対象者)

第2条 この事業の対象者は、高知県を出発する「募集型企画旅行」又は「受注型企画旅行」を実施する、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社のうち、次条に規定する要件を満たすものとする。

### (助成要件)

第3条 以下の要件を満たし、事前に高知県航空利用促進協議会会長（以下「会長」という。）に助成金を申請し、会長の承認を受けた視察を対象とする。

- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に実施する、対象航空便での移動を伴う旅行商品の造成のための視察を目的とするものであること。
- (2) 対象航空便の就航先の都府県もしくはその周辺地域の観光資源を3か所以上訪れること。
- (3) 対象航空便の就航先の都府県もしくはその周辺地域の名産品・特産品の飲食が1回以上含まれること。
- (4) 利用宿泊施設および上記(2)から(3)の視察を行ったそれぞれの観光資源・名産品・特産品について、帰着後にレポート（様式任意）を提出すること。
- (5) 視察が、今後の航空便を利用した旅行商品の造成・販売拡大につながること。

### (助成対象経費、助成限度額及び利用制限)

第4条 助成対象経費、助成限度額及び利用制限は、以下のとおりとする。

- (1) 助成対象経費は、視察に必要な旅費交通費、宿泊費、施設入場・体験料、名産品・特産品の飲食費の実費相当とする。
- (2) 視察が他の用務を兼ねるもの、他の用務と同一行程内で行われるもの及び他の助成制度の適用を受けるものについては、助成対象外とする。
- (3) 1人あたりの助成上限額は5万円とする。
- (4) 1事業所あたりの利用は年度内1回までとする。
- (5) 1視察あたりの助成対象人数は2名までとする。

(申請)

第5条 助成金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、旅行出発日の前日から起算して7日前までに下記の書類を会長あてに提出するものとする。

<提出書類>

- ・助成金交付申請書（別記1号様式）
- ・行程表
- ・視察にかかるすべての費用が明示された見積書又は積算書

(助成の決定)

第6条 会長は、申請に基づき助成の可否を決定し、申請者に対し通知するものとする。

(事業の変更・廃止)

第7条 申請者は、視察の内容を変更する場合、予定日に視察が行えないと見込まれる場合又は視察を取りやめる場合は、速やかに変更・廃止承認申請書（別記2号様式）を提出するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、助成事業終了日の翌日から起算して14日以内に下記の書類を持参又は郵送により提出するものとする。

<提出書類>

- ・実施報告書（別記3号様式）
- ・請求書（別記4号様式）
- ・最終行程表
- ・最終の視察にかかったすべての費用が明示された精算書
- ・助成対象経費すべての領収書（写）
- ・宿泊証明書（原本）
- ・視察の実施を証する写真又は参考資料等

(助成金の交付)

第9条 会長は、前条の実績報告が適当と認められるときは、助成金の額を決定し、助成金を交付するものとする。

(交付の取消)

第10条 助成金の交付決定後もしくは確定後において、申請もしくは報告内容に虚偽が認められるときは、会長は当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付さ

れているときはその返還を求めることとする。

(事業の終了)

第 11 条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(関係書類の整備)

第 12 条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から 5 年間保管するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。